

平成29年3月9日

## 任期付研究員（食品保健機能研究部食品分析研究室研究員）の公募について

### 1. 職名及び人員

食品保健機能研究部食品分析研究室研究員（任期付・若手型） 1名

### 2. 業務内容及び当方の希望条件

#### (1) 業務内容

食品保健機能研究部では、食品成分の分析研究ならびに食品の安全性・有効性に関する研究を通して、人びとの食の安全確保に貢献している。食品分析研究室の役割は、食品の栄養表示及び特別用途食品等の食品表示制度を適正に運用するための業務並びに調査・研究を実施することである。食品中に含まれる栄養成分及び特別用途食品等の食品成分分析を実施し、これらの食品成分の分析方法について開発・改良・標準化を行うとともに、研究室内外における分析精度を維持・向上させるための調査研究を行う。

#### (2) 当方の希望条件

- ①食品分析に関する経験を有し、食品の前処理方法、高速液体クロマトグラフ、ガスクロマトグラフ、原子吸光光度計等を用いた機器分析法、微生物を用いたビタミン定量法等に精通している者
- ② 研究室内外の業務を円滑に進めるためのコミュニケーション能力を有する者
- ③ 医学、薬学、栄養学、農学に関連する分野の博士の学位を有する者、若しくはこれと同等の能力を有する者

### 3. 提出書類

(1) 履歴書（写真貼付）

(2) これまでの研究成果の概要（800字以内）

「2-(2)当方の希望条件①」との関連が分かるように記載すること。

(3) 研究業績等一覧（目録）

様式は、当研究所のホームページ（研究員応募用）を参照。

ホームページアドレス：<http://www0.nih.go.jp/eiken/info/besshi.pdf>

※同じ内容のものであれば異なる様式でも差し支えない。

(4) 主要論文別刷（5編以内）

(5) 今後の抱負（1200字以内）

4. 応募締切日

平成29年4月10日（月） 17:00必着

5. 採用予定日

平成29年6月1日

応募者の希望によって調整可能

6. 任用予定期間

採用日から平成34年3月31日まで（6か月間の試用期間を含む）

7. 処遇

給与及び勤務条件等については、当研究所の「任期付研究員の採用及び給与に関する規程」によります。

【給与について】

俸給月額328,000円（予定）

・支給される手当

地域手当（俸給月額の20%）

通勤手当

期末手当（年2回）

※給与については国家公務員に準拠し改定されます。

※給与規程は以下のアドレスで確認出来ます。

[http://www0.nih.go.jp/eiken/about/kan\\_top.html](http://www0.nih.go.jp/eiken/about/kan_top.html)（情報公開＞関連法規等を参照）

※その他諸手当は国の「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」に準拠します。

※国立健康・栄養研究所就業規則により、定年は60歳となっております。

8. 書類提出先

〒162-8636 東京都新宿区戸山 1-23-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

国立健康・栄養研究所 所長 古野純典

※応募書類の封筒には「食品保健機能研究部研究員応募」と朱書きのうえ、当職宛「親展」とし、書留にて郵送のこと。

9. 問い合わせ先

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

総務部健栄研総務課長 東内浩一

電話：03 - 3203 - 5721（内 4004） メール：[tounai@nih.go.jp](mailto:tounai@nih.go.jp)

#### 10. その他

選考の過程において面接することもある。ただし、その際の旅費等については応募者の負担とする。

なお、内閣府まち・ひと・しごと創生本部において「国立健康・栄養研究所（東京都新宿区）の全部移転に向けて、移転の詳細や地元の受け入れ体制について、大阪府と厚生労働省・当該機関の間で調整を行い、平成28年度中に成案を得ることとする。」との政府関係機関移転基本方針が平成28年3月22日に決定されている。

※移転が決定し、単身赴任にて赴任する場合は、規定による単身赴任手当が支給されません。